

平成 27 年度 第 1 回岸和田市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 午後 2 時～午後 2 時 42 分

場 所 市立公民館 3 階講座室

出席委員 久禮広一郎、永谷久倫、雪本岩利、長田喜代子、廣岡鈴子、浦川信司、江龍直明、高松正剛、牛田伸二、金本均、人見文香、石田信博、間英一、坂西明子、湯浅寛子、脇坂敏 (敬称略)

欠席委員 石田茂、石田敏朗、岩佐博、喜多眞生 (敬称略)

事務局 津村市民生活部長、寺本国民健康保険課長、濱参事、

塩谷主幹、北川担当長、小笠原担当長、山本担当長、岸田担当長、森田担当員

傍聴者 なし

会 議 録 (要 旨)

概 要

1. 事務局からの報告事項

○平成 27 年度就任の久禮委員紹介

○事務局職員紹介

○津村市民生活部長挨拶

2. 開会

○石田会長挨拶

3. 案件

(1) 平成 27 年度低所得者の保険料軽減措置の拡充について

(2) 国民健康保険料賦課限度額の改定について (諮問)

《会議発言要旨》

事務局

岸和田市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 5 項に従いまして、石田会長に議事進行をお願い致します。

会長、宜しくお願いします。

石田会長

石田でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま、部長からお話がありましたとおり、国民健康保険料賦課限度額の改定についてという大変重要な案件が本日の議題となっておりますので、ご審議のほどご協力よろ

しくをお願いします。

それでは、ただ今から、平成 27 年度 第 1 回 岸和田市国民健康保険運営協議会を開会致します。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局に報告を求めます。

事務局

委員定数 20 名中、ただいまの時点で出席委員 15 名でございます。

本日、公益代表民生児童委員協議会代表石田敏朗委員、社会福祉協議会代表岩佐博委員、被用者保険代表健康保険組合代表の喜多眞生委員、被保険者代表漁業代表石田茂委員は所用のため、ご欠席でございます。保険医等代表医師会代表浦川信司委員につきましては、所用により遅れるとの連絡をいただいております。

従いまして、岸和田市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 4 項に定める 2 分の 1 以上の定足数を充たしておりますので、本日の会議は有効に成立でございます。

石田会長

それでは、議事に入ります。案件につきましては、平成 27 年度低所得者に対する保険料軽減措置の拡充について、国民健康保険料賦課限度額の改定について（諮問）以上 2 点につきまして、一括で事務局から説明をお願いします。

事務局

案件（1）平成 27 年度低所得者の保険料軽減措置の拡充についてのご報告並びに案件（2）国民健康保険料賦課限度額の改定について（諮問）のご説明をさせていただきます。

両案件共に本年度の国民健康保険法施行令一部改正に伴う全国的な制度改正によるものですが、実施に際しては各市町村における条例改正が必要となります。

それぞれの制度改正の趣旨は、中低所得者層の保険料負担の軽減を図るという共通点がございまして、一連の内容を順次ご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。

国民健康保険関係規定の変更点として、1 点目が「低所得者の保険料軽減措置の拡充」です。

変更の内容は、本年度の国基準の改正により、前年度に引き続き「低所得者の保険料軽減措置の拡充」が図られることとなりました。

具体的には、（1）概要の表のとおり 5 割軽減及び 2 割軽減の対象とする所得の基準が、それぞれ引き上げられます。

一例といたしまして、表の下の例のとおり、5 割軽減に係る 2 人世帯の場合、26 年度は 82 万円までの所得が対象であったものが、27 年度からは 85 万円となり、この場合は所得

制限が3万円緩和されました。

(2) 本市における具体的影響といたしまして、5割軽減と2割軽減の拡大を合わせ、計331世帯、1,914万3千円程度の保険料軽減拡大を見込んでおります。なお、軽減拡大による保険料の減収分は全額公費により補填されますので、財政面でのデメリットはございません。

本制度改正は、直接的に中低所得者層の保険料負担軽減を図るものであり、本市においても本年度から実施するものです。

以上が、案件(1)平成27年度低所得者の保険料軽減措置の拡充についてのご報告です。

続きまして、案件(2)国民健康保険料賦課限度額の改定について(諮問)についてですが、資料1における【変更点】2点目の「賦課限度額の段階的引上げ」に対応したものとなります。

本件に関しまして、市長から諮問をさせていただいておりますので、代読させていただきます。お手元の諮問書の写しをご覧ください。〈諮問書代読〉

恐れ入ります、資料1にお戻りください。

真ん中よりやや下2. について(1) 賦課限度額とはに記載のとおり賦課限度額とは国保加入世帯主に対して賦課できる年間の保険料の上限です。

法令では最高限度額が規定されていますが、その範囲内で各市町村の条例で定める必要があります。

賦課限度額の引上げにつきましては、(2) 賦課限度額の趣旨に記載のとおり高所得者層に対する保険料負担を引き上げると同時に中低所得者層の負担を軽減することを目的として、昨年度に引き続き本年度も国における最高限度額の引上げがありました。

本市におきましてもその趣旨を踏まえまして、次の(3)のとおり本年度における国基準と本市限度額との乖離計12万円について、平成28年度から30年度までの3箇年度で段階的に乖離の解消を図るものです。また、最終年度の平成30年度には国保保険者の広域化が予定されているため、府内各保険者とのバランスを図るといふ一面もございます。

資料2をご覧ください。

こちらの表は、大阪府内の町村を除く33市保険者の国民健康保険料賦課限度額について、平成24年度～27年度までの状況を一覧にしております。

緑・黄・赤で色分けしておりますが、左下の凡例のとおり、緑色は当年度の法定限度額と同額であるもの、黄色は前年度の法定限度額以上であるもの、赤色は前年度の法定限度額未満であるものです。

表の下から2行目が国の法定限度額ですが、平成26年度に77万円から81万円に計4万円の引上げ、平成27年度に81万円から85万円に計4万円の引上げがありました。

特徴といたしまして、泉州地域以外では、ほぼ緑色の法定限度額どおりであり、法定限度額が引上げされた場合も当年度、遅くとも黄色の堺市・大東市のように翌年度に追従しております。

泉州地域の中では、阪南市は法定限度額どおり、高石市は改正の翌年度に追従、泉佐野市は介護分以外が法定限度額どおりです。

平成 24 年度～27 年度にかけて限度額が完全に据え置きなのは、本市及び隣接する和泉市・貝塚市のみとなっております。ある意味、本市の限度額が国基準と乖離していることが、近隣市にも影響していると言えるかと思えます。

資料 3 をご覧ください。

こちらの資料は、国の第 85 回社会保障審議会医療保険部会で示された資料です。

下のイメージ図真ん中の①のとおり、いわゆる保険料率（所得割率）を上げるとした場合、賦課限度額の上げが無ければ、保険料の上げは中低所得層の方にのみご負担頂くこととなります。

賦課限度額の上げは、右②のイメージ図のとおり高所得層の方に負担いただくことにより、間接的に中低所得者層の保険料負担軽減を図るものです。

本日追加でお配りした資料 4 をご覧ください。

1 点目、賦課限度額改定による影響額といたしましては、平成 28 年度以降、毎年 4 万円ずつ限度額を引き上げるにより、平成 28 年度には約 5 千万円、29 年度約 4 千万円、30 年度約 3 千万円規模の単年度の影響を見込んでおります。

なお、これらの影響額は、あくまで平成 26 年度と同一の保険料率により限度額の上げによる調定増加額を単純に見込んだものです。

2 点目、限度超過世帯数の見込みですが、介護分につきましては、ご加入者の年齢により有無が生じますので、全世帯が対象となります医療分と支援金分を合わせた限度額により、対象世帯数を試算しております。

本年度、平成 27 年度の限度額を超える世帯数は 826 世帯 2.65% を見込んでおりますが、平成 28 年度は 798 世帯 2.56%、平成 29 年度は 769 世帯 2.47%、平成 30 年度は 734 世帯 2.35% とそれぞれ見込んでおります。

3 点目、参考といたしまして、被保険者数 4 人の場合の限度額を超える給与の年収です。

やはり介護分の有無により限度額は異なりますが、限度額に達する給与収入は、介護分の有無に係わらずに同一となります。平成 27 年度は年収 649 万 6 千円、平成 28 年度は年収 663 万 9 千円、平成 29 年度は年収 677 万 3 千円、平成 30 年度は年収 690 万 7 千円、これらの収入を超えることにより当該年度の限度額を超えることとなります。

ご説明は、以上です。よろしく願いいたします。

会 長

事務局から説明がありました。これらの件について、質問はございませんか。

委 員

追加資料 4 の 3. 限度額を超える給与収入についてですが、これは、賦課限度額のこと

でしょうか。

事務局

この資料で限度額を超える給与収入については、国保に加入被保険者数が4人世帯でおひとりに給与収入があると仮定してこの収入を超えるると各年の賦課限度額の最高額を超えるということですが。

委員

中所得者層と高所得者層の区分の所得ではないのですね。

保険料が引き上がる高所得者層の所得はいくらになりますか。

事務局

低所得者、中間所得者、高所得者の使い分けについての質問ですが、保険料軽減の7割軽減、5割軽減の対象世帯が低所得者、2割軽減対象世帯と限度額を超えない収入の世帯が中所得者、限度額を超える世帯が高所得者と考えます。

被保険者数が4人の世帯として、7割・5割軽減世帯の世帯所得は約137万円以下、2割軽減世帯は221万円以下の所得となります。所得ですので、実際の給与収入とは異なります。

221万円を超えてくると軽減が受けられなくなって、資料4、3.に記載の給与収入で限度額となります。

委員

それでは、軽減制度は一般市民にはあまり関係ないですね。

事務局

参考までですが、国民健康保険加入世帯のうち、約半数以上が、7割・5割・2割軽減対象世帯となっております。今回の軽減措置の拡大でさらに増えるものと考えられます。

委員

資料2についてなんですが、大阪府の北部と南部を比べると、北部は限度額をちゃんと上げているのに、南部は上げていない。何故でしょうか。

事務局

大阪府南部というよりも泉州地域になりますが、本市が限度額を上げていないというのが要因の一つであると考えます。

委員

府内の他市とのバランスがどうかということもあるかと思いますが、12万円の乖離をどうするかということが大事かと思います。平成28年度から30年度の3年で調整していつて府内でのバランスをとるということが必要だと考えます。一度に12万円の改定は大変だと思います。

事務局

12万円の乖離は大きいと考えます。一度に12万の乖離を解消することは難しいので、計画的に1年に4万円ずつ3年かけて解消を図るというものでございます。4万円という金額も、国が限度額を上げるときは最大で4万円ということも関係しています。

委員

限度額を上げた場合、未収額が増えることはありませんか。

事務局

収納率は、ここ数年少しずつ上がっております。直近の平成25年度におきましては、90.23%でございます。平成26年度につきましても90%は超える見込みでございます。

委員

国保の保険料はそうとして、国保以外の住民サービス等で、よそより悪いということはありませんか。

事務局

国保以外につきましては、ここで言及することはできませんが、各市町村が講じている行政施策、特に子育て支援等につきましては各市でいろいろあって違いは出ているかと思いますが、大阪府が行う行政サービスについては、各市で格差が生じていることはございません。

委員

3年かけて12万円の乖離を解消するということですが、国の限度額が毎年上がっているように思います。3年間の計画を立てて、国の限度額が再度85万円から上がった場合、30年度までは限度額は85万円のままですか。

事務局

今現在確定している限度額は85万円です。本市の限度額73万円を計画的に3年かけて85万円に改定しようとするものです。この3年の間に再度引き上げがあった場合どうする

かのご質問ですが、国が何年度にいくらになるということが明確でありましたら、それを盛り込んだ内容にすることができますが、上げるかもしれない、仮に上げるとしてどれくらいの金額に上げるかわからない状況で、それを盛り込むことは難しいので、現状はつきりしている数字で対応したい。来年度以降国基準が改定された場合、その時に上がった数字を見て別途検討が必要だと考えます。

会 長

よろしいでしょうか。他にはございませんか。本来ならば、ここで時間をいただき答申書を作成し、委員の皆様にご確認をいただくところでございますが、時間の都合もありますので、答申書の作成につきましては私にご一任をいただき、事務局を通じて写しをご送付させていただきたいと思えます。

市長への提出については、私と会長職務代行者の湯浅委員でお渡しさせていただきます。

会 長

それでは、次のその他に移りますが、何かございますか。

事務局

第2回の運営協議会についてですが、平成27年7月2日（木）午後2時からこの場所で開催させていただきたく存じます。

案件といたしましては、平成26年度国民健康保険事業特別会計の決算見込概要について、平成26年度特定健康診査及び特定保健指導の実績見込について、平成27年度国民健康保険事業特別会計の当初予算及び保険料率について、を予定しております。各委員の皆様には、事前に資料をお送りしますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

石田会長

他に何かございますか。

ないようでしたら、これで平成27年度第1回岸和田市国民健康保険運営協議会を閉会致します。ありがとうございました。

平成27年5月21日

岸和田市国民健康保険運営協議会

会 長 石 田 信 博

